

方の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。

具体的な支援は定期的に利用者の居宅を訪問し、食事・洗濯・掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院をしているか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

掃除をする・食事を作るなどの直接的なお手伝いをするのではなく、見守り支援が主な業務になります。ここでいう見守り支援というのは、例えば部屋の掃除が出来ない方に対し『ゴミの分別の仕方を写真にしてカレンダーに貼る』『各部屋に掃除の手順書を掲示する』など直接的ではない支援です。いかにその方が手順よく掃除が出来ようになるかを支援するのが役目となります。障がいのある方が安全に快適な暮らしを維持出来るよう様々な工夫した支援をし、単身生活を見守ることがポイントとなります。ただ計画相談のモニタリングにより見守り以上のより踏み込んだ支援が必要な場合はサービスの変更が行われます。

障がいのある方の高齢化の問題について共生型サービスについても説明がありました。介護保険事業所や障がい福祉サービス事業所が必要な基準を満たし、共生型サービスを提供する事業所として認められれば、事業所において、高齢の方と障がいのある方がサービスを受けられるようになります。65歳になれば介護保険サービスが優先となり長年、障がい福祉サービスを受けていたにも関わらず、介護保険法のサービスに切り替えなくてはならないという問題があります。例えば、通い慣れた生活介護事業所から高齢の方ばかりのデイサービスへ通うことで、利用者やその家族に不安と混乱を招きかねません。共生型サービスが導入されれば、介護保険優先の原則にしばられることなく、使い慣れた事業所のサービスを継続して利用しやすくなることが期待されます。例えば、40名の生活介護事業所で65歳以上の利用者が5名になった際に共生型にすれば、その5名を介護保険に移行することで、環境を変えることなく今まで通りの事業所を利用できるようになります。ただ、現状は懸念される問題もあります。例えば要介護認定により区分が低く出た場合は、以前は週5回利用できたのが週3回しか利用できなくなる可能性があります。(以前の『障がい程度区分』が介護保険を元に作られており知的障がいのある方の特性が判定に反映し難く、結果が低く出てしまいがちであり、障がいの多様な特性その他の心

身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す『障がい支援区分』に改められた経緯があります。) その他、障がい福祉サービスより介護保険の方が報酬の単価が低くなるなどの運営上のデメリットも挙げられていました。



パネルディスカッションでは様々はキーワードが出てまいりました。とりわけ印象深かったキーワードは社会福祉法人愛泉会(山形県)の村上実氏が『障がい者に対する新たな権利侵害』として、制度による権利侵害(地域格差)を挙げておられました。地域格差というと、地方の地域に社会資源が少ないという問題が頭に浮かびましたが、お話を聞くとそのような単純な問題ではありませんでした。市区町村事業であります移動支援事業を例に挙げられ、大阪市では当たり前のように知られた事業ですが、某市では平成29年度の支給決定者が3人で利用実績が0時間だったそうです。ニーズがないわけではなく制度自体が知られていないので、利用したいという選択肢がないのです。まさに国の制度にはあるが、その市では存在しない制度となっているようです。東京都のある区では移動支援はご家族が仕事をしていない(=時間がある)ので支給が下りない等の支給の制限を設けている地域もあるようです。一方では通勤、通所に移動支援事業を使用できる地域や入所施設でも余暇で移動支援が使える地域もあるようです。この入所施設の例は、この事業所に力がなく仕方なく移動支援の支給した苦肉の策だったようですが・・・、しかし視点を変えれば移動支援事業はそれだけ、市区町村の権限でサービスの解釈が大きく変わるということです。全国手をつなぐ育成会連合会 田中統括がよく言われている『国の法律より村の掟の方が強い』という言葉が当てはまる事例だと思いました。しかし、使う側の声(ニーズ)で良い方向に向かう余地があることも分かりました。新たなサービスが増え、サービスが細分化されてきています。